

(公表用様式)

## 業務再点検結果報告

組織名	関東農政局 消費・安全部	連絡先	048-740-0092
所管する業務の概要	食の安全と消費者の信頼の確保、消費者相談、食育の推進、肥料、飼料、農薬など生産資材の適正管理・使用や牛肉のトレーサビリティに関する調査・監視及び改善指導、農水産物の残留有害物質の調査、ペットフードの安全性確保、食品表示・規格の監視・改善指導、食品表示制度の普及・啓発など（地域課においては、加えて、主要食糧、経営所得安定対策、食品・容器包装リサイクル関係業務）		

### 1. 基本的な心構え・行動

・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"><li>・限られた人員体制の下で効率的に業務が執行できるよう、職員から改善提案をしてもらい、できるものから実行に移すこととしている。</li><li>・全職員がビジョンステートメントを携帯し、日頃から意識付けている。</li><li>・本省・局主催の研修において、消費者、事業者等への対応研修を実施している。</li><li>・接遇マニュアルほか各種業務マニュアルに基づき、迅速・適切かつ丁寧な対応に努めている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・課内会議などの機会を捉えて基本的な心構え等について啓発を続けるとともに、専門知識の習得などスキルアップに努める。</li></ul>

### 2. 政策・事業等の企画立案・推進

・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"><li>・広く一般国民に農政一般についての理解が得られるようにするため、素材や説明方法を含め他部局との連携を図る。</li><li>・意見交換会、セミナー等のあらゆる機会を捉えて意見聴取の場を設けるとともに、アンケートを実施し効果測定を行う</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・理解しにくい専門的な情報を、国民に分かりやすい形でのように翻訳し情報提供するかを常に意識する。</li><li>・コミュニケーションの手法については、行政側にとってより効果的な対応となるよ</li></ul>

ている。

- ・「食と農の寺子屋」を消費者の部屋に設置し、小中学生の調べ学習の拠点とするとともに、農林水産省の施策に関するミニ講座を開催している。
- ・業界関係者等を対象とした説明会の開催など、各種制度の更なる啓発・普及に努めている。

うアンケート調査結果に基づき改善を続けていく。

- ・寺子屋、ミニ講座の開催実績の増加に向けた方策を工夫していく。

### 3. リスク管理

・現在行っている取組や工夫

- ・マニュアルに沿った業務対応を行うとともに、「報・連・相」の徹底、関係機関との情報収集・共有、定期的なチェックによるリスクの低減を図っている。
- ・「ヒヤリ・ハット事例集」を随時確認し、それぞれの業務の中でリスクの低減に心がけている。

・点検によって得られた課題とその改善策

- ・特定の職員のみで情報管理を行うのではなく、複数の職員で情報を共有し対応する。また、緊急時に対応できる担当者以外の複数の職員の養成・確保が必要である。

### 4. 食の安全に関する取組

・現在行っている取組や工夫

- ・職員が「消費・安全局の役割」などを携帯し、消費・安全部の業務そのものが「食の安全」に直結するという意識を常に保持するよう努めている。
- ・「食の安全」については物資所管部局との連携が不可欠であり、情報共有、共同調査等の取組を行っている。

・点検によって得られた課題とその改善策

- ・専門知識の習得のため、研修等の場を確保していく必要がある。
- ・機動的な調査を実施するため、関係部局との迅速な情報共有について関係者間での認識を更に高める必要がある。

### 5. その他の重要な取組

・現在行っている取組や工夫

- ・毎週、各課で職員が集まったの打合せを行い、業務と課題

・点検によって得られた課題とその改善策

- ・専門性の高い部署における業務の平準化に向けた方策を

等について情報共有を図っている。

・監視、調査業務については、相手方に対して丁寧な対応に努めるとともに、併せて制度の理解が得られるよう啓発を行っている。

検討する必要がある。